

診療報酬の改定に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十八年二月二十日

小池 晃

参議院議長 千 景殿

○

◐

## 診療報酬の改定に関する質問主意書

四月一日より診療報酬の改定が実施される。保険医療機関が、改定された診療報酬点数表の内容に沿って医療を提供するためには、診療報酬改定に伴う関連省令・通知を理解することが必要である。そのためには少なくとも一か月以上前に関連省令・通知が示される必要があると考える。

しかし、これまでの診療報酬改定では、これらの関連省令・通知の発出が大幅に遅れ、医療現場に多大な混乱をもたらしたことから、医療機関にも患者にも不利益が生じている。今回も四月一日を目前に混乱が生まれているので、以下質問する。

一 政府は、過去及び今回の診療報酬の改定を目前にした現場の混乱をどのように認識しているのか。見解を示されたい。

二 診療報酬の改定の四月実施に当たっては、さらなる混乱が起きないように関連省令・通知を早く発出すべきと考えるが、関連省令・通知はいつ発出するのか、期日を明確に示されたい。

三 関連省令・通知の周知を図るために、正式な省令・通知が発出される前の段階で、省令・通知の参考資料であることを明示したうえで、省令案・通知案を示すことを検討すべきではないか。

四 今回の診療報酬改定案についての中央社会保険医療協議会の答申は二月一五日であり、関連省令・通知は三月に入ってから発出される見込みである。医療の現場で前回に続き今回も混乱が生じるのは、改定直前の三月に関連省令・通知が出されることに原因がある。関係者の準備期間を保障するために、改定手続の迅速化が必要であると考えるか、見解を示されたい。

右質問する。